

監査報告書

平成22年6月14日

公立大学法人福井県立大学

理事長 吉田 優一郎 殿

公立大学法人福井県立大学

監事 藤井 邦明 ⑩

監事 井上 毅 ⑩

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項および同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私ども監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査した。また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書および附属明細書、ならびに事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書につき検討を加えた。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 役員（監事を除く）の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められない。

以上

（事務局注記）「事業報告書（会計に関する部分に限る）」とありますが、監事監査は業務監査も含めて適正に実施されています。